

仙台市ガス局規程第二号

仙台市ガス局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

仙台市ガス局事務分掌規程の一部を改正する規程

仙台市ガス局事務分掌規程（平成十一年仙台市ガス局規程第一号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>（総務部の課、室及びセンターの分掌事務）</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 経営企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一～九 略]</p> <p>[新設]</p> <p>十～十二 [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（供給部の課及びセンターの分掌事務）</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 保安センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 ガスの使用廃止に伴うガス設備撤去等の保安措置に関する こと</p> <p>[三～五 略]</p> <p>（職員）</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2 局に担当局長、理事及び参事、部に参事、担当課長、主幹及び担当係長並びに課、室、技術センター、お客さまセンター、保安センター及び港工場に担当課長、主幹（港工場においては副工場長）、調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任及び主任を置くことができる。</p>	<p>（総務部の課、室及びセンターの分掌事務）</p> <p>第三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 経営企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一～九 略]</p> <p>十 カーボン・クレジットの取引に係る契約に関すること</p> <p>十一～十三 [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>（供給部の課及びセンターの分掌事務）</p> <p>第六条 2・3 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 保安センターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 ガスの使用廃止に伴う供給管撤去等の保安措置に関する こと</p> <p>[三～五 略]</p> <p>（職員）</p> <p>第八条 [略]</p> <p>2 局に担当局長、理事及び参事、部に参事、担当課長、主幹及び担当係長並びに課、室、技術センター、お客さまセンター、保安センター及び港工場に担当課長、主幹（港工場においては副工場長）、担当係長、調整監、専門監、副主幹、主査、総括主任及び主任を置くことができる。</p>

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

（ガス局総務部総務課）